

第7回 山口県本人確認情報保護審議会 会議録

- 1 日 時 平成20年11月28日(金) 13:30～15:30
- 2 場 所 県庁12階 地域振興部1号会議室
- 3 出席者
(委員) 木村委員、杉山委員、高村委員、松野委員、三島委員
(事務局) 小田地域振興部長、木村市町課長 他5名
- 4 議事次第
 - (1) 議事
 - ① 会長選任等について
 - ② 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について
 - (2) 報告
 - ① 住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況等について
 - ② 住民基本台帳ネットワークシステムに係る最高裁判決等について
- 5 配付資料
 - 資料1 山口県本人確認情報保護審議会について
 - 資料2 議事2 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について
 - 資料3 山口県本人確認情報保護審議会資料

6 会議録

【事務局】

(開催及び審議会成立の報告)

【地域振興部長】

山口県本人確認情報保護審議会が開催されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様には、平素から県政の推進に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、このたびは、御多用のところ、本審議会の委員をお引き受けいただき、重ねてお礼を申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、平成14年に運用開始して、今年の8月で6年を経過したところですが、この間大きなトラブルもなく順調に稼働しております。また、住基ネットが保有する本人確認情報をいかに活用していくというのが大きな課題であるわけですが、平成19年度は、社会保険庁の年金に係る現況確認でかなり利用が増えまして、結果として19年度の利用実績が全国で9,900万件と、18年度に比べて1.4倍に増えたということです。

こうした中、各都道府県におきましても、本人確認情報の独自利用を進めているところですが、すでに本県を含めまして20の都県において取組みが進められております。本県におきましては、平成18年度のこの審議会において御承認をいただき、19年3月に、本人確認情報を利用することができる事務を定める条例を公布・施行して活用を開始し、本年3月にはさらに県民の利便性を向上しようという観点から利用事務の追加を行い、現在8項目16の事務につきまして本人確認情報を利用しております。せっかくあるシステムでございますので、独自利用をできる限り広げていきたいということで、今後も利用事務の拡大につきまして努力を重ねていきたいと思っております。

もう一方で、セキュリティの確保という問題があるわけですが、本審議会におきましても、これまで各委員の皆様からいろいろなご指摘をいただいているところでございますが、今後とも、県民の皆様のご信頼に応えるという観点から、システムの安定稼働に加えまして、このセキュリティの確保についてもさらなる努力を重ねていく必要があるかと思っております。

本日は、前回の審議会でもいただきました御意見等も踏まえて検討してきた、本人確認情報利用の対象について、今後どのように広げていくのかという観点で議題を出させていただきますので、御審議よろしくお願いいたします。

【事務局】

(各委員、出席者の紹介)

<議事1 会長選任等について>

- ・互選により、高村委員が会長に選任された。
- ・会長から、会長職務代理者に松野委員が指名された。

【高村会長】

本審議会は、公開を原則としておりますので今回も公開といたします。
それでは議題2について、事務局から説明をお願いします。

＜議事2 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について＞

- ・事務局から資料に基づき説明

【高村会長】

ただいまの説明について、委員の皆さん、御質問・御意見がありましたらお願いします。
どうですか木村さん、実際に住民基本台帳事務を御担当されている課としては。

【木村委員】

はい。税金の関係は、県税についての独自利用が始まってからは、かなりうちの課に来る照会が減っているということでした。特に、自動車重量税の滞納者についての照会は、19年度は600件と多かったようですが、今年度はないと聞いておりますので助かっております。

【市町課長】

県税の関係は、これまで公用請求を行っておりましたが、住基ネットの利用により市役所・町役場での事務が効率化できたとも聞いております。今後もこのようなかたちでの利用ができればと思っています。

【松野委員】

4ページの事務抽出状況の抽出の仕方というのは、とにかく本人確認情報を必要とする事務が220あるということですか。「条件1」というのは、最初から住民基本台帳法で利用が可能な事務は除いているということですか。

【事務局】

法律で定めのあるものと、すでに条例化したものを除いたということです。

【松野委員】

わかりました。「条件2」の方は利用対象にはなりそうだけでも、実は他に必要な情報や手続があるから住基ネットだけでは足りないという事務ですよ。それで、残った16事務が平成20年度対象にあがっているということですね。8番だけは今は難しいけど他はどうにかなりそうで、もう220の中から今後の検討対象として残るのは8番しかないと考えていいですね。

【市町課長】

そのとおりです。ただし、いま4情報以外に求めている情報があるけれど、そのような必要性が本当にあるかということについて、今後見直しが可能な事務もあるかと思えます。

【木村委員】

いまのお話で思ったのですが、県営住宅の毎年の現況届については、住民票の世帯全員の写しと、下関市は、所得証明書の世帯票というのを作っておりますので、その両方の添付が必要と聞いていますが、どちらも世帯で把握しておりますので、二重になっているのではないかなと思います。下関市では、市営住宅の現況届は所得証明書だけで、世帯全員の住民票は添付しておりません。中にはどうしてもその方の住所が移ったことが必要なことがあるかもしれませんが、それは住基ネットで十分確認ができますので。市の住民基本台帳端末で世帯情報も確認できるということもあります。

【高村会長】

なるほど。情報ありがとうございます。

【松野委員】

役所に行ったときに、書類が揃っていないからと受け付けてもらえないという話はよくありますよね。役所の窓口担当からすると、規則の通りやっているんでしょうけれど。考えてみるとこの審議会での話はすごい話をしていて、実はその書類は要らないんじゃないかっていう話をしているわけですね。証明書を取りに他の部署をあちこちまわるようなことがちょっとでも少なくなれば、それが住民サービスの向上ですよ。そういう意味でなるべく必要書類を減らしてもらいたいものです。

【地域振興部長】

住民サービスの向上を図るという観点で今までも見てきたつもりですが、今の行政の流れ全体からいけば、余分な仕事はない方が人も削減できるわけですし、さらにできることがないか改めて考えていきたいと思います。

【松野委員】

もう一つ確認したいんですが、6ページの、共同利用にあたっての検討課題というところで、アの共同利用にあたって、個人情報に記載された書類を所属から持ち出すことに係る情報管理上の問題というのは、端末を共同利用するときに自分の部署から書類を持ってよそに行くのは、ちょっと危ないんじゃないかという話ですよ。それに対する検討結果のところ、「県の取扱規程では個人情報に記載された資料の庁外への持ち出しを原則として認めておらず」というのは、庁内で、ある部署から他の部署に持って行く場合は、所属から持ち出すけれど庁外へ持ち出すわけではないからOKという意味ですか。

【事務局】

そういう主旨でございます。県庁の本庁は一つの建物ですので、庁舎の中から、例えば市町課へ持ってくるのは庁外ではない。所属と申しますと、市町課なら市町課という所属になります。所属から持ち出してもいいというのは庁外でなければいい。単独庁舎の所属であれば所属イコール庁舎ですけども、県庁の本庁あたりをイメージしていただきます

と意味合いが変わってまいります。所属というのはひとつの課でございますが、庁舎というのは県庁本庁舎全体でございますから、所属課というより庁舎外に出すことが文書取扱規程上、原則できないということです。ですから、アで検討課題にあげた「所属から」と書いてあるのは、結果的には二つに分かれまして、「所属外の庁舎内」であればいいけども、「所属外の庁舎外」になるとちょっと問題だよというのが検討結果です。

【木村委員】

③番のところ、共同利用の際にはカードをセキュリティ確保のために集中管理するという所なんですけど、操作者識別カードを担当課に与えてしまうのではなく、1回ずつ市町課に借りに来るといえることですか。それから、共同利用は今回が初めてですか。

【事務局】

本庁は既に共同利用がございまして、端末の設置がない本庁各課は、市町課に端末を打ちにまいります。それらにもカードは自分の課で管理をしてもらっています。ただ、今後利用対象としておりますのは、かなり件数も少ないものが入ってまいりましたので、今後はカード管理を含めた運用体制について改めて検討したいということでございます。現在市町課端末を利用している課も含めて、その前提で検討したということです。

【高村会長】

いまのところ、セキュリティの問題が出たことはないですよ。

【事務局】

ございません。

【高村会長】

三島委員、社会福祉専門家としてご意見はありませんか。

【三島委員】

基本的に議題について異論はございません。このたびの議論を聞いておきますと、住基ネットの利用についての現在の方式の中での限界がきているなと素朴に感じたところです。

【高村会長】

6年経ちますから、進歩がない方がおかしいんですけどね。

まとめてみると、当面、本年はこの検討結果でまとめた事務をやっていただくとして、今後、利用できる事務があるかないか、さらに鋭意努力していきましょうとなりますかね。

【地域振興部長】

具体的に公営住宅というお話もありましたので、まず最初に確認したいと思います。

【高村会長】

では、他にはございませんか。杉山委員、特によろしいですか。

【杉山委員】

三島委員と同じで、本当はもっとたくさん利用できればいいけれども、住基ネットで利用できる情報が4情報だけですので限度があるかなと思います。今回も、行政の事務の効率化を図るといものが結構あると思うんですが、きつい言い方をすると、一般市民から見るとあんまり意味がないですね。ただ単に行政側の事務が楽になるというだけで終わってもらっても困る。これを、私たちにも還してくれるように何かできるといいと思います。

【高村会長】

住民の負担軽減といっても中身が問題だということですね。わかりました。心してお願いするようにして、第一テーマはこれで終わります。

次に、報告事項に移ります。

<報告1 住民基本台帳システムの施行状況等について>

- ・事務局から資料に沿って報告

【高村会長】

皆さん、御意見・御質問等ございましたらどうぞ。

【木村委員】

状況報告ということですので、下関市の住基カードの状況についても報告いたします。資料の中の、県内の9月時点の発行枚数3,317枚のうち、下関市が1,197枚となっており、昨日現在では、下関市の累計交付枚数は10,447件と1万件を超えております。

電子証明がさきほど話題になっておりましたけれども、税務署が、e-Taxの関係で、電子証明付の住基カードの宣伝を既に始めていらっしゃいまして、先月は電子証明が71件出ております。ちなみに昨年の10月は23件です。電子証明は、今までは発行が一桁の月もある状態だったんですけども、もう確定申告での利用に向けて動きはじめています。

それから、下関市は、10月1日から、住基カード発行の初回無料化を始めまして、無料化直前の9月は少なかったんですが、10月、11月は交付枚数も増えております。

つい先日、自治会連合会とお話をしまして、無料化について御紹介するチラシを各自治会で回覧していただきましたので、また徐々に申請が増えるのではないかと思います。市報にも掲載しているのですが、自治会の回覧が一番宣伝効果が高いようです。さきほどの報告でもありましたが、5月1日から住民票については届出等の際に、本人確認が必要になったのですが、その際に自治会に回覧を回したところ、随分みなさんに知れわたりました。回覧の中に、本人確認書類としては住基カードが便利ですよということを書かせましたら、それを見られた方の住基カードの申請も多くありました。今回は逆に、住基カードの無料化のお知らせだったんですが、この中に、住民票の写しや戸籍謄抄本の請求のときに本人確認書類が必要になりますよと、そのときに住基カードが便利ですよということを、

今度は逆のパターンで出しておりますので、また徐々に増えるかなと思っております。

【杉山委員】

住基カードをなくされたりして、再交付にこられる方はどの位いらっしゃるのですか。それから、例えば、なくされた方では再交付希望という方だけが市役所に届けられるのでしょうか。再交付は希望しない方からもなくしたという連絡だけは入るのですか。

【木村委員】

連絡だけいただくこともございます。なくされたときは、市役所で失効の手続をしますので連絡だけでもいただければと思います。

再交付のほうは、手数料 500 円をいただいておりますが、1 日 30 件くらいの交付申請のうち 3~4 件は再交付という日もあります。中には、紛失ではなくて、写真をもう少し写りのいいものに替えたいからという方もいらっしゃいますが。

【高村会長】

再交付も無料にしたらどうですか。

【木村委員】

どういう基準で無料にするかは随分検討しました。写真を替えたいからという方もいらっしゃいますし、無料だからいいじゃないかと、なくしたり置き忘れたというようなことでも困ります。大切にしていきたいというのもあって、再交付は有料としております。

【市町課長】

カードの交付を申請される方は、年齢別には何か傾向がありますか。

【木村委員】

正確なデータは持ちあわせていないのですが、最近の傾向としては、高齢者でない方が増えていますね。若い方でも、免許証を持っていない方が結構いらっしゃって、身分証明書として使おうとされる方も、必ずしもお年寄りばかりではございません。銀行などで、身分証明書が必要な場面がととも増えているので、住基カードが欲しいと言われる方もいらっしゃいます。それから、無料化してからは、免許証を持って来て即日交付ができる方が増えています。いままでは、身分証明書がないから作ろうという方が多かったです。無料にしてからは、免許証はあるけれども住基カードも作ろうという方が増えています。

独自利用については、自動交付機の利用が相変わらずまだ低迷しているんですけども、住基カードが普及するにつれて、印鑑証明では使えないの？とか、なにか他にも使えるんじゃないかという話が徐々に出てきています。こちらのほうも検討して、近い将来には拡充できないかと考えております。

【松野委員】

今話を聞いていたら、本人確認が必要な場面が増えているということですから、潜在

的なニーズはあるんじゃないかと思います。下関市みたいに回覧板でお知らせすることは、そんなに難しいことではないと思いますが、それだけでもかなり効果があるわけですね。県が市や町に、それをやってくれというわけにはいかないんでしょうね。

【市町課長】

こういった取り組みをされていますという情報提供は、色々なかたちで行っております。

【木村委員】

宣伝の方は、総合支所や支所の職員からの要望もございまして、毎月の市報に、市民サービス課の窓口で住民票を取るときには本人確認をしますよということと、住基カードが無料になりましたよという2つは載せております。1回だけで花火のように終わるのではなく、毎月掲載しております。字だけじゃなく絵があるとイメージがわくかなと住基カードの写真も載せています。市民サービス課の特集もしましたが、そのときは、休日窓口とか、サテライトで土日も受け付けますとかという話の中に住基カードの話題を入れました。

【市町課長】

付加価値のある利用ができるということですからね。県の方からも、各市町の方に、いろんな下関市さんの先進的な取り組みについてPRしたいと思います。

【高村会長】

先鞭をきってやっていただきたいものですね。

【木村委員】

ただ、住基カードを出すと、市町村の金銭的な負担も事務的な負担も、実はとても大きいんです。市民サービス課としては、自動交付機の利用が増えて、銀行のATMのように自動交付機を使っただけのように、いま絵を描いています。そのことによって、もちろん事務の効率化もですが、印鑑証明や住民票をとるだけの方は窓口ではなく自動交付機のほうに行かれて、窓口のお客さんは、難しい案件というか・・・相続のことなどで、住民票だけじゃなくて戸籍をずっとたどられる方や、お年寄りの方などに、職員がゆっくりと、余裕をもって接客できれば、より市民サービスの向上につながるのではと思っております。

【高村会長】

それは、是非がんばってください。いい話をありがとうございました。

次は、最高裁判例等について、報告をお願いします。

<報告2 住民基本台帳ネットワークシステムに係る最高裁判決等について>

・事務局から資料に沿って報告

【高村会長】

いかがですかみなさん。兵庫県の事例の方は、反対意見も出てくるでしょうね。

【杉山委員】

はじめからこんなセンシティブな案件に、果たして本当に住民の方の理解が得られるのかなと思います。肝炎も結核も大事なこともかもしれないですけど、もう少し違うところから入っていかれてもいいんじゃないかなと思います。

【高村会長】

患者さん本人にしてみると、やっぱり秘密保持してほしいものですよ。その心配をどうクリアするかな。訪問指導されれば医学的には効果があがるんでしょうね。

【松野委員】

肝炎ウイルスとか結核とか、患者さんの所在がわかれば、それからまたさらに広がることを防げるということにつながるわけでしょう。

【三島委員】

ちょっと素朴な質問ですが、この件について、この審議会の絡み方というのはどういう絡み方なんでしょうか。

【事務局】

今回は、まず紹介ということでございます。この記事に関連して、山口県の状況や兵庫県の方角性などを聞き取るなかで、部局の担当者ベースでは、山口県としても検討の余地があるかもしれませんねというようなことを言っていたのですが、まだ、県として今後どういう方向に持って行くのか図りかねております。私どももまだ十分な分析ができていない大変新しい記事でございますので、今日ここで結論を出していただいて、審議会としてGOサインを出すということをお願いしているわけではございません。どのような印象をお持ちなのかを、まず伺いできたらと思ひまして。

【高村会長】

山口県でもやるのなら、兵庫県では実際どういう問題点が起きているのか、具体的な事例を紹介してもらわないと。さきほどの話のようにプライバシーなんかも高度な要求があるけれど、そういう要求よりも医療や疫学的な必要性を優越させるという話ですよ。さっきの松野さんの話のウイルスの関係は、私も早めに患者さんの所在がわかる方がいいとは思いますが、具体的に兵庫県での経緯や問題点を詳らかにしていただかないと委員の皆さんの意見も出にくいのではないかな。あわてる必要はないから、大事な問題だから時間をかけて検討しましょう。

【松野委員】

メリットがあるというのは確かですよ。危ないところもありますが。

【高村会長】

デメリットもあるってことだね。いい問題提起ですよ、これは。

【市町課長】

全国的にも話題になっておりますが、さきほど会長さんがおっしゃいましたようにプライバシーの関係が大きな要素になっております。現在のところ新聞記事しか情報がございませんので、兵庫県の状況も聞きまして、メリット・デメリットといったところをまたよく整理いたしましてから、今後どう扱っていくか検討していきたいと思っております。

【松野委員】

この事例は、たまたま疾病追跡の話だけど、他にもこのような事案はあるんじゃないでしょうか。おそらく兵庫の方では、登録がありながら引っ越し人が出てきたんで、実務上の、問題解決のための手段として使おうと考えたのかなと予想ができますね。問題解決のために使おうというものの考え方自体はいいんじゃないですかね。最初に議案の方に出ていた、県の方で住基ネットを利用できる事務を洗いざらい検証したら結局16しか残らない。考え方を変えないと今後は出ないという、その話の例みたいなものですね。

【事務局】

議論をお聞きしていて、まさにそのように感じておりました。行政の手続というのは基本的には様式などを規則以下で決めておりますので、規則を変えれば、添付書類などは変更できます。この兵庫県の事例などはおそらく規則もないところから立ち上げるのだと思うんですが、そのようなものも考えられると。そういう意味では、私ども、まだ調査や検討の仕方が他にもあるなという気もしまして、雑ばくながら今回ご紹介したところですよ。

【松野委員】

疾病の話として捉えない方がいいね。非常に難しい問題をたまたま取り扱っていると。

【杉山委員】

発想自体は今日の議論のような感じでいいのではないのでしょうか。今ある事務だけでなく、発想の転換が必要ですね。

【高村会長】

まず兵庫県のケースについて、資料が集まったら、中間で委員にまわすようお願いいたします。条例で利用するならまた審議しないといけないですからね。

本年度は、最後にいいテーマもありまして、充実した審議会となったと思っております。

さきほど杉山委員からもお話がありましたし、木村委員からも実務に即したお話がありましたが、住民に対する利便の還元に向けてさらに工夫をしていただくようご準備いただきたいということを申し上げて、私の司会は終了したいと思います。皆さん、ありがとうございました。

【地域振興部長】

今日は具体的な事例もご提案もございました。行政の効率化という観点だけでなく、いかに住民サービスの水準をあげていくかという観点も含めながら、発想の転換をしながら、新しい方向を模索していきたいと思っておりますので、今後とも引き続き御指導よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

【事務局】

以上をもちまして全ての日程を終了します。ありがとうございました。